令和７年度　湯沢河川国道事務所公募型樹木採取公募説明書

【目的】

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、こうした河川環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等を実施しておりますが、多くの費用を要するため全てに対処するまでには至っていない状況です。また、近年ハリエンジュ（ニセアカシア）のように繁殖力の強い外来種の繁茂がみられ、十分に対応できていないのが実態です。

そこで、希望者が河川区域内の樹木を伐採し、その伐採木を無償で持ち帰って燃料等として活用することで、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図るため、樹木採取希望者を公募するものです。

１．公募に参加する者に必要な資格及び条件等

① 著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条、又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

③ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 直近１年間の税を滞納している者でないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２．応募手続き等

① 応募方法

添付の応募様式に必要事項を記載のうえ提出（持参又は郵送）して下さい。

＜応募様式取得方法＞

湯沢河川国道事務所のホームページから申し込み様式をダウンロードしていただくか、または大曲出張所及び湯沢河川国道事務所河川管理課で応募様式を配布していますので、御利用下さい。

【湯沢河川国道事務所ホームページＵＲＬ】

http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/

② 募集期間

令和７年 12 月５日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日（受付時間：9:00～17:00）

※全区画が選定された時点で公募を終了します。

③　提出及び問い合わせ先

東北地方整備局　湯沢河川国道事務所　大曲出張所

【住所】〒014-0054　秋田県大仙市大曲金谷町 25-40

【電話】０１８７－６３－３３４０

３．採取者の選定方法

① 応募を受け付けた順番で選定させて頂きます。ただし、応募書類の記載内容を確認し、不備（参加資格要件等の虚偽記載、採取希望区画数や採取に関する計画などの実効性）があると判断される場合には選定しません。

② 選定に必要な情報収集あるいは履行の確実性を確認するため、応募者にヒアリングを実施する場合があります。

③ 選定状況は、順次、事務所ホームページでお知らせします。ご希望の区画が既に選定済みとなっている場合もありますので、予めご了承下さい。

４．採取区域とそこに生育する樹種等の情報

採取区域：別添図１～４のとおり

樹種　：オニグルミ、ハリエンジュ、シロヤナギ等

※樹種等の詳細につきましては、応募前に現地をご確認下さい。

５．採取期間（予定）

許可された日から令和 8 年 2 月 27 日まで　のうちの都合の良い期間

６．採取にあたって実施すべき安全対策等の内容

（作業時服装）

・作業時はヘルメット、手袋等を着用し、作業に適した服装で行うこと。

（大雨・強風）

・天気予報を確認し、大雨注意報、洪水注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止すること。

（資機材管理）

・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しないこと。

・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡すること。

（隣接者調整）

・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせること。

・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行うこと。

・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全確認後に倒木すること。

（有事対応）

・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保すること。

・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておくこと。（申請者以外の現場作業者にも登録して貰うこと。）

・事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡すること。

（法令遵守）

・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守すること。（積み荷落下、差し枠、はみ出し等の禁止。）

（その他）

・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理な作業は行わないこと。

・健康状態が万全でない場合は、無理をして作業しないこと。

・作業箇所周辺に人がいないか常に注意して作業を行い、不慮の事故を起こさないようにすること。

・選定された場合には、許可条件に基づき作業を行うこと。

・熊の被害に遭わないよう、注意すること。

７．河川法第２５条の許可の際に付すことを予定している条件の内容

・別紙、許可条件のとおり。

８．河川管理者が必要に応じ実施する項目

・伐採者が集積した枝葉の処分

９．許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２５条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和４０年建設省令第７号）第１３条第１項に定める申請を行い、許可を受ける必要があります。

なお、河川法第２５条の許可に際し、別紙にある条件が付されます。

※「河川法第２５条の許可」とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

※河川法第２５条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

※河川法第２５条に係る施行規則第１３条第１項に定める申請は、別記様式（甲）と別記様式（乙の３）を各１部提出していただきます。

10. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い及び河川管理者の指示による中止の扱い

① 河川管理者は、許可受け者及び河川利用者の事故を未然に防止する観点から、平常時の巡視等において採取の実施状況を把握するものとし、その結果に基づいて、必要に応じて許可受け者に指導を行います。

② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は伐採した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行います。

③ 採取は許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等はすべて許可受け者の責任において行うこととします。
また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応することとします。
なお、許可受け者が原因者である河川管理施設に対する損害については、河川法第１８条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第６７条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めます。

④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止することとします。なお、停止に伴い発生した費用は補償しません。

11. その他

① 伐採者が選定された後、伐採区画の確認と伐採作業における留意点説明のため、現地で合同立ち会いを実施します。伐採者に選定された方は合同立ち会いに必ず参加して下さい。

② 伐採箇所について、応募状況等により応募区画などが必ずしも希望どおりにならない場合がありますのでご理解願います。

③ 応募者の状況等により募集区画以外の区画を追加する場合があります。

④ 伐採により発生する枝葉等についても持ち帰ることが出来ますが、搬出しない場合は、搬出しやすいように伐採区域内に集積することとします。

⑤ 伐採した樹木及び機械器具類は、原則として、現地に仮置きすることなく、その都度、日々河川敷から搬出することとします。

⑥ 採取を希望する河川産出物の種類又は使途を制限するものではありませんが、当該種類又は使途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の樹木のみである場合、採取を希望する河川産出物の使途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、ヒアリング等により確認する場合があります。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合があります。
なお、採取後の使用においては、自己の責任において行うものとします。

⑦ 今後の参考とするため、採取実施後にアンケートに回答していただきます。

別　紙

許　可　条　件

第１条　許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取期間、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。

第２条　許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第３条　許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から１５日以内に届け出ること。

（１）　住所又は氏名を変更したとき

（２）　許可を受けた行為を廃止したとき

（３）　天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかったとき

第４条　許可を受けた者は、採取許可期間が満了したとき、第３条（２）若しくは（３）の事実が生じたとき又は採取許可が取り消されたときは、湯沢河川国道事務所大曲出張所長（以下「所長」という。）の指示に従い、３０日以内に許可を受けた者の負担においてその場所を原状に復し、所長の確認を受けること。

第５条　許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙着手届け（様式１）を所長に事前に届出し、かつ採取中は所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙完了届け（様式２）を速やかに届出し所長の確認を受けること。

第６条　許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意するとともに、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに所長に報告すること。

第７条　許可を受けた行為に係る事故については、全て許可を受けた者の自己責任とする。

第８条　許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第９条　採取した樹木は、洪水による流出により河川管理施設・橋梁・漁業施設等への影響を与えないよう、河川敷より随時搬出すること。

第１０条　河川工事その他公益のため必要がある場合、又所長が行う指示等に従わない場合は、許可を取り消すことがある。